

柏崎市園芸産地拡大支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市園芸作物の生産拡大を図るとともに新たな産地づくりに向けた取組を支援するため、柏崎市園芸産地拡大支援事業補助金の交付に関し、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する農業経営体
- (2) 市内に事務所を有する農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）
- (3) えちご中越農業協同組合
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(補助対象園芸作物)

第3条 補助金の交付の対象となる園芸作物（以下「補助対象園芸作物」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとし、出荷・販売を目的とするものとする。

- (1) 玉ねぎ又は枝豆
- (2) 柏崎地域園芸振興プランに規定される園芸8品目のうち、次の園芸作物
 - ア カリフラワー
 - イ ブロッコリー
 - ウ アスパラガス
 - エ 越後姫
 - オ 里芋
 - カ 人参
- (3) その他市長が特に認める園芸作物

(補助対象経費及び交付基準)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の交付額及び補助率は、別表のとおりとする。ただし、補助金の額のうち千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。

（軽微な変更）

第5条 規則第5条第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 事業主体の変更
- (2) 事業種目の新設又は廃止
- (3) 施行箇所又は設置場所の変更
- (4) 事業種目ごとに事業量の30%を超える変更
- (5) 事業期間の変更

2 前項の規定にかかわらず、経費の配分の変更にあつては、当該事業に要する経費の30%を超えない増減の変更とする。

（交付決定の取消し）

第6条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 本補助金で整備した機械、設備等の耐用年数の期間において、対象園芸作物の作付けが確認できないとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めたとき。

（補助金の返還）

第7条 市長は、前条の規定により補助金交付の決定を取り消すときは、交付決定者に通知するとともに、既に補助金が交付されている場合には、期日を定めてその返還を命ずることができる。

（様式）

第8条 この補助金等の交付申請書その他の書類の様式は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 柏崎市園芸産地拡大支援事業補助金交付申請書 別記第1号様式
- (2) 柏崎市園芸産地拡大支援事業補助金交付決定通知書 別記第

2号様式

(3) 柏崎市園芸産地拡大新事業補助金不交付決定通知書 別記第3号様式

(4) 柏崎市園芸産地拡大支援事業補助金実績報告書 別記第4号様式

(5) 柏崎市園芸産地拡大支援事業補助事業等計画変更承認申請書 別記第5号様式

(6) 柏崎市園芸産地拡大支援事業補助事業等計画変更承認決定通知書 別記第6号様式

(7) 柏崎市園芸産地拡大支援事業補助事業等中止（又は廃止）承認申請書 別記第7号様式

(8) 柏崎市園芸産地拡大支援事業補助事業等中止（又は廃止）承認決定通知書 別記第8号様式

(9) 柏崎市園芸産地拡大支援事業補助金確定通知書 別記第9号様式

(10) 柏崎市園芸産地拡大支援事業補助金交付決定取消・返還通知書 別記第10号様式

(11) 柏崎市園芸産地拡大支援事業補助金達成状況報告書 別記第11号様式

（消費税の取扱い）

第9条 補助金等の交付申請に当たり、事業主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これらを減額して行うものとする。ただし、交付申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（達成状況報告）

第10条 補助対象者は、補助金の申請年度から3年（別表中事業内容(1)及び(3)については1年）を目標年度とし、事業計画書に基づき目標年度までの毎年度、達成状況報告書（別記第11号様式）

により事業実施年度の翌年度の5月末日までに市長に提出するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払については、令和9年5月31日までの間は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する

別表（第4条関係）

事業内容	補助対象経費	補助率（交付上限額）
（1）資材等 購入費の支援	園芸作物の生産拡大 及び品質向上又は新 規導入に必要な生産 資材等の購入に要す る経費	3分の1以内（補助限度 額30万円） ただし、補助対象園芸作 物が第3条第1号の場合 は、2分の1以内（補助 限度額50万円）
（2）機械・ 施設整備の支 援	園芸作物の生産拡大 及び品質向上又は新 規導入に必要な施設 整備費、機械、設備 等の購入費	3分の1以内 （補助限度額150万 円） ただし、補助対象園芸作 物が第3条第1号の場合 は、2分の1以内（補助 限度額250万円）
（3）作業委 託費の支援	園芸作物の生産拡大 及び品質向上又は新 規導入に伴う定植や 収穫等の繁忙期の作 業委託費	2分の1以内（補助限度 額30万円） ただし、補助対象園芸作 物は、第3条第1号に限 る。

別記

第1号様式（第8条関係）

柏崎市園芸産地拡大支援事業補助金交付申請書

年 月 日

柏崎市長 様

住所
申請者
氏名

年度において、下記のとおり補助事業を実施したいので、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業に要する経費

2 交付申請額

3 補助事業の内容及び経費の配分

事業主体	施行箇所	事業内容及び事業量	補助事業に要する経費（総事業費）①	補助対象事業費②	補助金③ （②×補助率）	事業主体負担金 ①－③
合計						

4 補助事業の実施期間

自 年 月 日
至 年 月 日

5 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙ア～ウのいずれか）
- (2) 収支予算書
- (3) 実施図面書又はカタログ
- (4) 参考見積書の写し
- (5) 市税等に滞納がない旨の証明書
- (6) 暴力団排除に関する誓約書

令和 年度 園芸振興支援事業計画書
(資材等購入費の支援)

事業内容					
事業 主体 の 概 要	名称				
	所在地				
	区分	<input type="checkbox"/> 1 農業経営体 <input type="checkbox"/> 2 農地所有適格法人 <input type="checkbox"/> 3 えちご中越農業協同組合 <input type="checkbox"/> その他()			
	耕地等 面積	水田 (ha)	普通畑 (ha)	樹園地 (ha)	その他 (ha)
目的・必要性					
生 産 目 標	区分	品目	面積 (a)	数量 (kg)	
	現状 (申請年度の 前年)				
	目標 (申請年度の 1年後)				
販 売 目 標	区分	品目	販売先	販売額 (円)	
	現状 (申請年度の 前年)				
	目標 (申請年度の 1年後)				
事 業 費 内 訳	事業内容	事業経費 (円)	数量	補助対象経費 (円)	
	計				
市 確 認 事 項	<input type="checkbox"/> 販売を目的としている <input type="checkbox"/> 全市域を対象としている <input type="checkbox"/> 栽培面積増加 <input type="checkbox"/> 販売量増加 <input type="checkbox"/> コスト縮減 <input type="checkbox"/> 作業効率改善 <input type="checkbox"/> 品質向上 <input type="checkbox"/> 新規作物生産				

令和 年度 園芸振興支援事業計画書
(機械・施設整備の支援)

事業内容					
事業 主体 の 概 要	名称				
	所在地				
	区分	<input type="checkbox"/> 1 農業経営体 <input type="checkbox"/> 2 農地所有適格法人 <input type="checkbox"/> 3 えちご中越農業協同組合 <input type="checkbox"/> その他()			
	耕地等 面積	水田 (ha)	普通畑 (ha)	樹園地 (ha)	その他 (ha)
目的・必要性					
生産 目 標	区分	品目	面積 (a)	数量 (kg)	
	現状 (申請年度 の前年)				
	目標 (申請年度 の3年後)				
販売 目 標	区分	品目	販売先	販売額 (円)	
	現状 (申請年度 の前年)				
	目標 (申請年度 の3年後)				
事業 費 内 訳	事業内容	事業経費 (円)		数量	補助対象経費 (円)
	計				
市 確 認 事 項	<input type="checkbox"/> 販売を目的としている <input type="checkbox"/> 全市域を対象としている <input type="checkbox"/> 栽培面積増加 <input type="checkbox"/> 販売量増加 <input type="checkbox"/> コスト縮減 <input type="checkbox"/> 作業効率改善 <input type="checkbox"/> 品質向上 <input type="checkbox"/> 新規作物生産				

令和 年度 園芸振興支援事業計画書
(作業委託費の支援)

事業内容					
事業 主体 の 概 要	名称				
	所在地				
	区分	<input type="checkbox"/> 1 農業経営体 <input type="checkbox"/> 2 農地所有適格法人 <input type="checkbox"/> 3 えちご中越農業協同組合 <input type="checkbox"/> その他()			
	耕地等 面積	水田 (ha)	普通畑 (ha)	樹園地 (ha)	その他 (ha)
事業目的及び内容					
生産 目 標	区分	品目	面積 (a)	数量 (kg)	
	現状 (申請年度 の前年)				
	目標 (申請年度 の1年後)				
販売 目 標	区分	品目	販売先	販売額 (円)	
	現状 (申請年度 の前年)				
	目標 (申請年度 の1年後)				
事業 費 内 訳	事業内容	事業経費 (円)			補助対象経費 (円)
	合計				
市 確 認 事 項	<input type="checkbox"/> 販売を目的としている <input type="checkbox"/> 全市域を対象としている <input type="checkbox"/> 栽培面積増加 <input type="checkbox"/> 販売量増加 <input type="checkbox"/> コスト縮減 <input type="checkbox"/> 作業効率改善 <input type="checkbox"/> 品質向上 <input type="checkbox"/> 新規作物生産				

様

柏崎市長

印

柏崎市園芸産地拡大支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった補助事業について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業に要する経費 円
- 2 補助金交付決定額 円

- 3 補助事業に要する経費の配分は、年 月 日付けによる補助金等交付申請書記載のとおりとする。

- 4 交付条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付けによる補助金等交付申請書記載のとおりとする。
 - (2) 補助事業の内容の全部若しくは一部を変更しようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、速やかに報告し、市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けるものとし、市長の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
 - (4) 補助事業実績報告書を提出するに当たり、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになったときは、これを減額して報告するものとする。補助事業等実績報告書の提出後に当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときは、速やかにその金額を市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
 - (5) 新潟県柏崎市補助金等交付規則及び柏崎市園芸産地拡大支援事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。

第3号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

柏崎市長

印

柏崎市園芸産地拡大支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった下記事業については、補助金の交付をしないことに決定しましたので通知します。

記

理由

第4号様式（第8条関係）

柏崎市園芸産地拡大支援事業補助金実績報告書

年 月 日

柏崎市長 様

振込金融機関名	
支店名	
口座番号	普通・当座
口座名義人氏名 (カタカナで記載してください。)	

住所
補助事業者
氏名

年 月 日付け第 号で補助金交付の決定を受けました補助事業について、下記のとおりその事業が完了しましたので、事業の実績を報告します。

記

1 補助金の交付決定額 金 円

2 補助事業の内容及び経費の配分（実績）

事業主体	施行箇所	事業内容及び事業量	補助事業に要する経費（総事業費）①	補助対象事業費②	補助金③ （②×補助率）	事業主体負担金 ①－③
合計						

3 補助事業完了年月日

年 月 日

4 その他添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 図面又はカタログ
- (4) 完成写真
- (5) 支払証拠書類（未払の場合は請求書）写し
- (6) 事業の実施状況が確認できる書類（必要により）

柏崎市園芸産地拡大支援事業補助事業等計画変更承認申請書

年 月 日

柏崎市長 様

住所

補助事業者

氏名

年 月 日 付け第 号で補助金の交付の決定を受けました補助事業について、
下記のとおり計画を変更して実施したいので承認を受けたく関係書類を添えて申請します。

あわせて、補助金 円を 円に変更して交付されたく、申請します。

記

1 計画変更理由

2 変更内容及び経費の配分 ※ 記載要領 変更前：上段（ ）書き 変更後：下段（以下同じ。）

事業主体	施行箇所	事業内容及び事業量	補助事業に要する経費（総事業費）①	補助対象事業費②	補助金③ （②×補助率）	事業主体負担金 ①－③
合計						

3 補助事業の実施期間

自 年 月 日

至 年 月 日

4 添付書類

(1) 変更収支予算書（変更前：上段（ ）書き 変更後：下段）（必要により）

(2) 変更部分の確認書類（図面、カタログ、見積書等）（変更前：上段（ ）書き 変更後：下段）

第 号
年 月 日

様

柏崎市長

印

柏崎市園芸産地拡大支援事業補助事業等計画変更承認決定通知書

年 月 日付けで計画変更承認申請のあった 年 月 日付け第 号の補助事業について、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円を	円とする。
補助対象事業費	円を	円とする。
補助金の額	円を	円とする。
補助率		
- 2 補助事業に要する経費の配分は、 年 月 日付けによる補助事業等計画変更承認申請書記載のとおりとする。
- 3 補助金交付の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付けによる補助事業等計画変更承認申請書記載のとおりとする

様

柏崎市長

印

柏崎市園芸産地拡大支援事業補助事業等中止（又は廃止）承認決定通知書

年 月 日付けで中止（又は廃止）承認申請のあった 年 月 日付け第
号の補助事業について、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費 円を 円とする。

補助金の額 円を 円とする。

補助率

第 号
年 月 日

様

柏崎市長

印

柏崎市園芸産地拡大支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業に対する補助金について、下記のとおり確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付済額 | 金 | 円 |
| 3 | 確定額 | 金 | 円 |

第 年 月 日 号

柏崎市園芸産地拡大支援事業補助金 交付決定取消・返還通知書

様

柏崎市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった柏崎市園芸産地拡大支援事業補助金について、下記の理由により交付決定を全部（一部）取り消すこととしましたので、柏崎市園芸産地拡大支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき通知します。

記

- 1 取消理由
- 2 返還期限
- 3 返還方法

<施行注意>

交付決定の一部取り消しを行う場合には、本文中の「全部」を「一部」に置き換えるものとする。

第11号様式（第10条関係）

柏崎市園芸産地拡大支援事業補助金 達成状況報告書

年 月 日

柏崎市長 様

住所

補助事業者

氏名

年度において、交付された園芸振興支援事業について、本事業の採択条件により、下記のとおり 年度の達成状況を報告します。

記

達成状況

区分	現状 (年)	目標 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)
生産面積 (a)					
生産量 (k g)					
販売量 (k g)					
販売額 (円)					